

第 3 1 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 3 1 日 提 出

大山崎町長 前川 光



専 決 処 分 書

令和3年度大山崎町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法  
第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月29日

大山崎町長 前川 光



令和3年度大山崎町一般会計補正予算（第12号）

令和3年度大山崎町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,082千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,433,770千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月29日 専 決

大山崎町長 前川 光

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		102,577	30,082	132,659
	2 基金繰入金	77,710	30,082	107,792
歳	入	合	計	
		8,403,688	30,082	8,433,770

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1,481,170	30,082	1,511,252
	1 教育総務費	154,987	30,082	185,069
歳	出	合	計	
		8,403,688	30,082	8,433,770





大山崎町一般会計補正予算（第12号）に関する説明書



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	102,577	30,082	132,659
歳入合計	8,403,688	30,082	8,433,770

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教育費	1,481,170	30,082	1,511,252				30,082
歳 出 合 計	8,403,688	30,082	8,433,770				30,082

2 歳 入

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	60,117	30,082	90,199	1 財政調整基金繰入金	30,082	・ 財政調整基金繰入金 30,082
計	77,710	30,082	107,792			

3 歳 出

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
3 幼児教育振 興費	63,975	30,082	94,057				30,082	22 償還金・利 子及び割引 料	30,082	<b>幼児教育振興事業</b> <b>30,082</b> 22 償還金・利子及び割引料 30,082 ・子育てのための施設等利用給付 30,082 国庫交付金返還金
計	154,987	30,082	185,069				30,082			